

令和3年度 第2回いじめ対策総点検 評価表 (チェックシートによる点検の評価)

学番： 13

学校名： 巻総合高等学校

点検期間： 令和3年12月16日（木）～令和4年1月7日（金）

視点	点検項目		評価基準	評価
1・学校の組織力の強化	1-(1)	校長のマネジメントによるいじめ対策組織の有効機能	A 校長が次の全てを行っている 1 第一次判断に関わっている 2 いじめ対策組織会議を迅速に招集し、対応方針を示している 3 関係児童生徒の聴き取り指示を的確に行っている 4 保護者対応を指示している 5 必要に応じて、SCやSSWの関与を判断している	A
			C 上記1～5の一部を行っている	
	1-(2)	いじめ事案に関する情報共有	A 事案発生直後の職員朝会で全職員に情報共有している	A
			C 以下のどれかにあてはまる 一部の関係職員にのみ情報共有している 月例の職員会議で全職員に情報共有している 情報共有の仕方は決まっていない	
	1-(3)	学校いじめ防止基本方針及び自校版マニュアルの改訂	A 学校いじめ防止基本方針及び自校版マニュアルの改訂が完了し、既に運用されている	A
			C 学校いじめ防止基本方針又は自校版マニュアルの改訂が完了していない	
	1-(4) a		A スクールカウンセラーがいじめ対策組織の構成員に入っている	A
			C スクールカウンセラーはいじめ対策組織の構成員に入っていない	
	1-(4) b	いじめ対策組織の会議への専門的な知識を有する者の参加	A スクールカウンセラーに全ての会議の内容について情報共有している	B
			B スクールカウンセラーに必要に応じて情報共有している	
C スクールカウンセラーに情報共有はしていない				
2・教職員の意識改革と指導力・対応力の向上	2-(1) 2-(2)	いじめ対応等に関する校内研修	A 校内研修の実施が年3回以上	A
			C 校内研修の実施が年3回未満	
	2-(4)	第1回いじめ対策総点検の結果の活用	A 「指摘された点について、改善策を実行している」又は「改善点は指摘されておらず、好評価された点を校内で共有し継続している」	A
			C 「指摘された点について、対応していない」又は「改善点は指摘されておらず、好評価された点を校内で共有していない」	
	2-(5)	教職員のいじめ防止対策推進法の理解	A いじめ防止対策推進法（2条、23条、28条）を問う質問に対して、教職員の正答率が9割以上である	A
			B いじめ防止対策推進法（2条、23条、28条）を問う質問に対して、教職員の正答率が8割以上9割未満である	
C いじめ防止対策推進法（2条、23条、28条）を問う質問に対して、教職員の正答率が8割未満である				

視点	点検項目		評価基準	評価
3・相談しやすい体制	3-(1)	いじめに関するアンケートの回答方法の工夫	A 「無記名式」や「持ち帰って記入させる」など、児童生徒が記入しやすくしている	A
			C 学校で「記名式」のみを行っている	
4・保護者との連携	4-(1)	いじめ認知時の保護者への伝え方の配慮	A 「伝え方についての検討」をするとともに、保護者に伝える際には担任だけでなく「担任を支援できる者や管理職が同席するなど担任以外の職員も加えて対応する」ようにしている ※担任を支援できる者・・・主任、主事、いじめ対策推進教員のいずれか	A
			B 上記Aのうち「伝え方についての検討」又は「担任を支援できる者や管理職が同席するなど担任以外の職員も加えて対応する」の一方のみ行っている	
			C 「伝え方についての検討」及び「担任を支援できる者や管理職が同席するなど担任以外の職員も加えて対応する」のどちらも行っていない	
	4-(2)	第1回いじめ対策総点検の自校結果の保護者への公表	A HP掲載又は文書配付等により公表している	A
			C 公表していない	
	4-(3)	SNSの危険性について保護者への啓発	A 講話や研修会及びプリント配付等、複数の取組を行っている	B
B 講話やプリント配付等、1種類の取組を行っている				
C 啓発を行っていない				
5・(その他)自殺予防	5-(1)	自殺予防への取組	A すべての取組に対応した	C
			C 取組に対応しなかったものがある	